

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備) (6次申請対象建物)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																				その他事業許可で求める仕様		
				定義(安重施設)	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備		通信連絡設備	重大事故等
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条		第二十一条	第二十二条
その他の加工施設	付属建物第2廃棄物処理所 ※1: 屋外に設置	非常ベル設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2	21-1 21-2	-	-		
		非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1 21-2	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2 20-4 21-2	-	-	-	
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓 <sup>※1</sup>	変更なし	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 非常用通報設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし	-	-	-	-	5-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用)	新設	-	-	-	4-17 11-2	-	-	-	-	-	-	11-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）（6次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																				その他事業許可で求める仕様		
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備		通信連絡設備	重大事故等
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条		第二十一条	第二十二条
その他の加工施設	付属建物第2廃棄物処理所 ※1：屋外に設置	非常ベル設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2	21-1 21-2	-	-		
		非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1 21-2	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備（電話設備）	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2 20-4 21-2	-	-	-	
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓 <sup>※1</sup>	変更なし	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	増設	-	-	-	-	5-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰（内部溢水止水用）	新設	-	-	-	4-17 11-2	-	-	-	-	-	11-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備)(6次申請対象建物)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																				その他事業許可で求める仕様			
				定義(安重施設)	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備		通信連絡設備	重大事故等	
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条		第二十一条	第二十二条	
その他の加工施設	付属建物第3廃棄物倉庫 ※1:屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1 21-2	-	-		
		非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備(電話設備)	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2 20-4 21-2	21-2	-	-		
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓 <sup>※1</sup>	変更なし	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	-	
		誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	-		

変更内容の記載適正化に伴い、変更区分を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）（6次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																				その他事業許可で求める仕様			
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備		通信連絡設備	重大事故等	
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条		第二十一条	第二十二条	
その他の加工施設	付属建物第3 廃棄物倉庫 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1 21-2	-	-		
			通信連絡設備（電話設備）	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2 20-4 21-2	21-2	-	-	
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓 <sup>※1</sup>	変更なし	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	-
誘導灯	変更なし		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	-		

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(14/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[200]	粉末受けホッパ(ウラン粉末配管システムを含む)	粉末受けホッパ	改造			3			○	○	
[201]	充填ボックス								○	○	
[202]	イオン交換装置(吸着塔)(廃液配管システム、乾燥空気配管システム、水配管システムを含む)	イオン交換装置(吸着塔)(1)~(12)	改造			3			○	○	
[203]	罐(ウラン回収第2系列-1)	罐(ウラン回収第2系列-1)	新設						○	○	
[204]	漏洩水検知警報設備								○		
[205]	フードボックス(イオン交換装置)	イオン交換装置(吸着塔)(1)~(12)	改造			3			○	○	
[206]	酸洗装置(硝酸ウラン配管システムを含む)	酸洗装置	改造			3			○	○	
[207]	オーバーフロー液受槽	オーバーフロー液受槽	改造			3			○	○	
[208]	IL:オーバーフロー液受槽液位高インターロック								○		
[209]	罐(ウラン回収第2系列-2)<酸洗装置、溶出槽、中間槽、溶出液受槽、リサイクル液受槽、洗浄液受槽、沈殿槽、ろ液受槽、清澄液受槽>	罐(ウラン回収第2系列-2)	新設						○	○	
[210]	漏洩水検知警報設備								○		
[211]	投入ボックス(粉末配管システムを含む)	投入ボックス(1) 投入ボックス(2)	改造			3			○	○	
[212]	溶出槽(硝酸ウラン配管システム、乾燥空気配管システムを含む)	溶出槽(1) 溶出槽(2)	改造			3			○	○	
[213]	抜出ボックス	抜出ボックス(1) 抜出ボックス(2)	変更なし			3			○	○	
[214]	中間槽(硝酸ウラン配管システム、乾燥空気配管システムを含む)	中間槽(1) 中間槽(2)	改造			3			○	○	
[215]	ろ過器	ろ過器(中間槽)(1) ろ過器(中間槽)(2)	変更なし			3			○	○	
[216]	IL:中間槽液位高インターロック	中間槽(1) 中間槽(2)	改造						○		

2463

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(14/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[200]	粉末受けホッパ(ウラン粉末配管システムを含む)	粉末受けホッパ	改造			3			○	○	
[201]	充填ボックス								○	○	
[202]	イオン交換装置(吸着塔)(廃液配管システム、乾燥空気配管システム、水配管システムを含む)	イオン交換装置(吸着塔)(1)~(12)	改造			3			○	○	
[203]	罐(ウラン回収第2系列-1)	罐(ウラン回収第2系列-1)	新設						○	○	
[204]	漏洩水検知警報設備								○		
[205]	フードボックス(イオン交換装置)	イオン交換装置(吸着塔)(1)~(12)	改造			3			○	○	
[206]	酸洗装置(硝酸ウラン配管システムを含む)	酸洗装置	改造			3			○	○	
[207]	オーバーフロー液受槽	オーバーフロー液受槽	改造			3			○	○	
[208]	IL:オーバーフロー液受槽液位高インターロック								○		
[209]	罐(ウラン回収第2系列-2)<酸洗装置、溶出槽、中間槽、溶出液受槽、リサイクル液受槽、洗浄液受槽、沈殿槽、ろ液受槽、清澄液受槽>	罐(ウラン回収第2系列-2)	新設						○	○	
[210]	漏洩水検知警報設備								○		
[211]	投入ボックス(粉末配管システムを含む)	投入ボックス(1) 投入ボックス(2)	改造			3			○	○	
[212]	溶出槽(硝酸ウラン配管システム、乾燥空気配管システムを含む)	溶出槽(1) 溶出槽(2)	改造			3			○	○	
[213]	抜出ボックス	抜出ボックス(1) 抜出ボックス(2)	変更なし			3			○	○	
[214]	中間槽(硝酸ウラン配管システム、乾燥空気配管システムを含む)	中間槽(1) 中間槽(2)	改造			3			○	○	
[215]	ろ過器	ろ過器(中間槽)(1) ろ過器(中間槽)(2)	改造			3			○	○	
[216]	IL:中間槽液位高インターロック	中間槽(1) 中間槽(2)	改造						○		

2463

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

表3-1 設工認申請対象の申請状況(37/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[595]	燃料集合体貯蔵架台	燃料集合体貯蔵架台(1) 燃料集合体貯蔵架台(2) 燃料集合体貯蔵架台(3)	改造							○	○		
[596]	燃料集合体移送装置	燃料集合体移送装置	改造							○	○		
[597]	天井走行クレーン	天井走行クレーン(容器管理棟4.8f)	変更なし								○		
[598]	洗浄残渣貯蔵棚	洗浄残渣貯蔵棚(1) 洗浄残渣貯蔵棚(2) 洗浄残渣貯蔵棚(3)	改造									○	
[599]	洗浄残渣コンベア	洗浄残渣コンベア	改造								3	○	
[600]	チャッキングリフト	チャッキングリフト	改造								3	○	
[601]	搬入コンベア	搬入コンベア	改造								3	○	
[602]	SUS容器用台車(5)	SUS容器用台車(5)	改造									○	
[603]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○								
[604]	洗浄残渣明替フードボックス	洗浄残渣乾燥機 洗浄残渣明替フードボックス	改造								3	○	
[605]	洗浄残渣乾燥機(乾燥バットを含む)	洗浄残渣乾燥機 洗浄残渣明替フードボックス	改造									3	○
[606]	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	改造									3	○
[607]	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○								
[608]	気体廃棄設備(1)	気体廃棄設備(1)	-			3	3			○	○	○	
[609]	給気ファン(空調機給気ファン含む)	給気ファン 給気ファン(分析室、分光分析室給気系統(2))	改造、変更なし 改造、変更なし 改造			3	3					○	
[610]	排気ファン	排気ファン	改造、変更なし			3						○	○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(37/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[595]	燃料集合体貯蔵架台	燃料集合体貯蔵架台(1) 燃料集合体貯蔵架台(2) 燃料集合体貯蔵架台(3)	改造									○	○	
[596]	燃料集合体移送装置	燃料集合体移送装置	改造									○	○	
[597]	天井走行クレーン	天井走行クレーン(容器管理棟4.8f)	変更なし										○	
[598]	洗浄残渣貯蔵棚	洗浄残渣貯蔵棚(1) 洗浄残渣貯蔵棚(2) 洗浄残渣貯蔵棚(3)	改造										○	
[599]	洗浄残渣コンベア	洗浄残渣コンベア	改造									3	○	
[600]	チャッキングリフト	チャッキングリフト	改造									3	○	
[601]	搬入コンベア	搬入コンベア	改造									3	○	
[602]	SUS容器用台車(5)	SUS容器用台車(5)	改造										○	
[603]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○									
[604]	洗浄残渣明替フードボックス	洗浄残渣乾燥機 洗浄残渣明替フードボックス	改造									3	○	
[605]	洗浄残渣乾燥機(乾燥バットを含む)	洗浄残渣乾燥機 洗浄残渣明替フードボックス	改造										3	○
[606]	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	改造										3	○
[607]	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○									
[608]	気体廃棄設備(1)	気体廃棄設備(1)	-			3	3				○	○	○	
[609]	給気ファン(空調機給気ファン含む)	給気ファン 給気ファン(分析室、分光分析室給気系統(2))	改造、変更なし 改造 改造			3	3					○		
[610]	排気ファン	排気ファン	改造、変更なし			3							○	○

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

表3-1 設工認申請対象の申請状況(58/77)

安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考		
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次			
[893]	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設						2	0	0	シリンダ洗浄機	
			変更						2	0		第3廃棄物倉庫	
			増設								0		第3燃料倉庫
			増設								0	0	原料貯蔵所
			増設									0	劣化・天然ウラン倉庫
[894]	消火設備	消火設備	-	0	0			2	0	0			
[895]	屋外消火栓	廃棄物管理棟	増設	0							0	廃棄物管理棟	
			変更なし		0						0	加工棟成型工場	
			変更なし			2	0					0	工場棟転換工場
			変更なし			2	0					0	工場棟成型工場
			変更なし			2	0					0	工場棟組立工場
			変更なし			2	0					0	放射線管理棟

表3-1 設工認申請対象の申請状況(58/77)

安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考		
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次			
[893]	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設						2	0	0	シリンダ洗浄機	
			増設						2	0		第3廃棄物倉庫	
			増設								0		第3燃料倉庫
			増設								0	0	原料貯蔵所
			増設									0	劣化・天然ウラン倉庫
[894]	消火設備	消火設備	-	0	0			2	0	0			
[895]	屋外消火栓	廃棄物管理棟	増設	0							0	廃棄物管理棟	
			変更なし		0						0	加工棟成型工場	
			変更なし			2	0					0	工場棟転換工場
			変更なし			2	0					0	工場棟成型工場
			変更なし			2	0					0	工場棟組立工場
			変更なし			2	0					0	放射線管理棟

変更内容の記載適正化に伴い、変更区分を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

2507

2507

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(61/77)

安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[898]	消火器	消火器	変更なし						2	○	第2廃棄物処理所		
			変更なし						2	○	シリンダ洗浄棟		
			変更なし						2	○	第3廃棄物倉庫		
			増設								○	第3依拠科倉庫	
			変更なし								○	原料貯蔵所	
			変更なし								○	劣化・天然ウラン倉庫	
			増設								○	加工棟成型工場前室(1)	
			増設								○	第1廃棄物処理所前室	
[899]	自動火災報知設備	自動火災報知設備	-	○	2	2	2	2	○	○			
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設	○							廃棄物管理棟		
			変更なし		○						○	加工棟成型工場	
			撤去及び改造			2	○					○	工場棟転換工場
			増設及び改造			2	○					○	工場棟成型工場
			増設及び改造			2	○					○	工場棟組立工場

2510

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(61/77)

安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[898]	消火器	消火器	変更なし						2	○	第2廃棄物処理所		
			変更なし						2	○	シリンダ洗浄棟		
			変更なし						2	○	第3廃棄物倉庫		
			増設								○	第3依拠科倉庫	
			変更なし								○	原料貯蔵所	
			変更なし								○	劣化・天然ウラン倉庫	
			増設								○	加工棟成型工場前室(1)	
			増設								○	第1廃棄物処理所前室	
[899]	自動火災報知設備	自動火災報知設備	-	○	2	2	2	2	○	○			
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設	○							廃棄物管理棟		
			変更なし		○						○	加工棟成型工場	
			撤去、 <u>増設</u> 及び改造			2	○					○	工場棟転換工場
			増設及び改造			2	○					○	工場棟成型工場
			増設及び改造			2	○					○	工場棟組立工場

2510

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(62/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設及び改造				2	○		○	放射線管理棟		
			改造				2	○		○	除染室・分析室		
			改造					2	○		○	第2核燃料倉庫	
			増設					2	○		○	容器管理棟	
			増設						○		○	放射線管理棟前室	
			増設							○	○	発電機室	
			変更なし						2	○	○	第1廃棄物処理所	
			改造						2	○	○	第2廃棄物処理所	
			変更なし							2	○	○	シリンダ洗浄棟
			変更なし							2	○	○	第3廃棄物倉庫
			増設								○	○	第1廃棄物処理所前室
			変更なし									○	第3核燃料倉庫
			変更なし									○	原料貯蔵所
変更なし									○	劣化・天然ウラン倉庫			

2511

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(62/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設及び改造				2	○		○	放射線管理棟			
			改造及び増設				2	○		○	除染室・分析室			
			改造					2	○		○	第2核燃料倉庫		
			増設					2	○		○	容器管理棟		
			増設						○		○	放射線管理棟前室		
			増設							○	○	発電機室		
			変更なし							2	○	○	第1廃棄物処理所	
			改造及び増設							2	○	○	第2廃棄物処理所	
			変更なし								2	○	○	シリンダ洗浄棟
			変更なし								2	○	○	第3廃棄物倉庫
			増設									○	○	第1廃棄物処理所前室
			変更なし										○	第3核燃料倉庫
			変更なし										○	原料貯蔵所
変更なし										○	劣化・天然ウラン倉庫			

2511

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

表3-1 設工認申請対象の申請状況(66/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
(904)	誘導灯	誘導灯	増設	○							○	廃棄物管理棟	
			変更なし		2	○						○	加工棟成型工場
			変更なし			2	○					○	工場棟転換工場
			変更なし			2	○					○	工場棟成型工場
			変更なし			2	○					○	工場棟組立工場
			変更なし			2	○					○	放射線管理棟
			変更なし			2	○					○	除染室・分析室
			変更なし				2	○				○	第2核燃料倉庫
			変更なし				2	○				○	容器管理棟
			増設						○			○	放射線管理棟前室
			増設								○	○	発電機室
			変更なし						2	○	○		第1廃棄物処理所
			変更なし						2	○	○		第2廃棄物処理所

2515

表3-1 設工認申請対象の申請状況(66/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
(904)	誘導灯	誘導灯	増設	○							○	廃棄物管理棟	
			変更なし		2	○						○	加工棟成型工場
			<u>変更</u>			2	○					○	工場棟転換工場
			変更なし			2	○					○	工場棟成型工場
			変更なし			2	○					○	工場棟組立工場
			変更なし			2	○					○	放射線管理棟
			変更なし			2	○					○	除染室・分析室
			変更なし				2	○				○	第2核燃料倉庫
			変更なし				2	○				○	容器管理棟
			増設						○			○	放射線管理棟前室
			増設								○	○	発電機室
			変更なし						2	○	○		第1廃棄物処理所
			変更なし						2	○	○		第2廃棄物処理所

2515

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(68/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[905]	安全避難通路	安全避難通路	増設					○			放射線管理棟前室
			増設					○			充電機室
			増設						○		第1廃棄物処理所
			増設						○		第2廃棄物処理所
			増設						○		シリンダ洗浄棟
			増設						○		第3廃棄物倉庫
			増設						○		第1廃棄物処理所前室
			増設						○		第3核燃料倉庫
			増設						○		原料貯蔵所
			増設						○		劣化・天然ウラン倉庫
[906]	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	<u>変更なし</u>					○	○	○	

2517

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(68/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[905]	安全避難通路	安全避難通路	増設					○			放射線管理棟前室
			増設					○			充電機室
			増設						○		第1廃棄物処理所
			増設						○		第2廃棄物処理所
			増設						○		シリンダ洗浄棟
			増設						○		第3廃棄物倉庫
			増設						○		第1廃棄物処理所前室
			増設						○		第3核燃料倉庫
			増設						○		原料貯蔵所
			増設						○		劣化・天然ウラン倉庫
[906]	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	<u>改定</u>					○	○	○	

2517

変更理由

脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(69/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考	
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次		
[907]	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	変更なし						○	○	○	
		CP質量分析装置	変更なし						○	○	○	
		CP発光分光分析装置	変更なし						○	○	○	
		自動水分分析装置	変更なし						○	○	○	
		炭素・硫黄同時分析装置	変更なし						○	○	○	
		自動ハロゲン分析装置	変更なし						○	○	○	
		α線スペクトル分析装置	変更なし						○	○	○	
		廃水タンク	改造						○	○	○	
		サンプル保管庫	新設						○	○	○	
[908]	物性測定設備	比表面積測定装置	変更なし						○	○	○	
		嵩密度測定装置	変更なし						○	○	○	
		平均粒径測定装置	改造						○	○	○	
[909]	試料回収ボックス(不純物分析設備付設備)	試料回収ボックス(不純物分析設備付設備)	改造						○	○	○	
[910]	窒素供給設備	レシーバータンク(1) レシーバータンク(2) レシーバータンク(3)	改造						3	○		
[911]	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)	レシーバータンク(4)			3			3	○			

2518

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(69/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考		
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次			
[907]	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	改造							○	○	○	
		CP質量分析装置	改造							○	○	○	
		CP発光分光分析装置	改造							○	○	○	
		自動水分分析装置	改造							○	○	○	
		炭素・硫黄同時分析装置	改造							○	○	○	
		自動ハロゲン分析装置	改造							○	○	○	
		α線スペクトル分析装置	改造							○	○	○	
		廃水タンク	改造							○	○	○	
		サンプル保管庫	新設							○	○	○	
[908]	物性測定設備	比表面積測定装置	改造							○	○	○	
		嵩密度測定装置	改造							○	○	○	
		平均粒径測定装置	改造							○	○	○	
[909]	試料回収ボックス(不純物分析設備付設備)	試料回収ボックス(不純物分析設備付設備)	改造						○	○	○		
[910]	窒素供給設備	レシーバータンク(1) レシーバータンク(2) レシーバータンク(3)	改造							3	○		
[911]	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)	レシーバータンク(4)			3			3	○				

2518

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更後

変更理由

(1/2) 参照

表3-4 建物・構築物及び設備・機器と設計技術基準に対する設計との対応表(4次申請、建物及び非常用設備)(1)

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号を基に作成)

仕様表No.	設計番号	変更区分	設計技術基準																							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
表イ建-1	工場棟 軽装工場	改造	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表ハ建-1	工場棟 成型工場	改造	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表ホ建-1-1	工場棟 組立工場	改造	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表ニ建-1-2	付属建物 独立遊樂場	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表ヘ建-1-1	付属建物 第2放射線管理棟	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表ヘ建-1-2	付属建物 放射線管理棟	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表ト建-1-1	付属建物 放射線管理棟前室	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表ト建-1-2	付属建物 放射線管理棟前室	新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表ト建-1-3	付属建物 除染室・分析室	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表イ建-1 工場棟 軽装工場	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	消火設備 消火器	増設																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改造																								
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	改造																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																								
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								
表ハ建-1 工場棟 成型工場	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	消火設備 消火器	増設																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改造																								
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																								
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								

注1: 非常用通報設備(非常ベル設備)は変更区分を改造とする  
 注2: 工場棟成型工場の消火設備(屋外消火栓)は改造とする  
 注3: 放射線管理棟前室のみ含む  
 注4: 放射線管理棟前室は避難口のみ改造  
 注5: 第1遊樂場区域での放射線管理棟(第1遊樂場)のシャッター降下時に負圧を維持  
 \*1: 壁に設置する緊急通報設備は次回以降申請  
 \*2: 各建物の設置する緊急停止用防護ネットは次回以降申請  
 \*3: 工場棟軽装工場に新設する装置(SD-1、SD-2)は次回以降申請(図イ建-9参照)  
 \*4: 工場棟成型工場に新設する装置(SD-17)は次回以降申請(図イ建-9参照)  
 \*5: 付属建物放射線管理棟に新設する装置(SD-22)は次回以降申請(図イ建-9参照)  
 \*6: 付属建物除染室・分析室に新設する装置(SD-22)は次回以降申請(図イ建-9参照)  
 \*7: ガリバリの高火災危険境界は本体建築設備で構成される。等は建築設備は次回以降申請  
 \*8: フィルタ(粉塵除去用)は次回以降申請  
 \*9: 気体検知設備(1)(2)は次回以降申請  
 \*10: 気体検知設備(1)(2)は次回以降申請  
 \*11: 軽装工場地下ピット(ピット内巡回吸気システム含む)は次回以降申請  
 \*12: 周辺に設置する遮音壁は、次回以降申請  
 \*13: UF6 ガスを正圧で取り扱うUF6 配管は次回以降申請  
 \*14: ローターケーンは次回以降申請  
 \*15: 気体検知設備の周囲に設置する配管カバーは次回以降申請  
 \*16: 軽装工場の同位体分析設備/不純物分析設備、除染室・分析室の不純物分析設備は次回以降申請  
 \*17: 放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶クラン量測定、及びクレーンは次回以降申請  
 \*18: ダストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請  
 \*19: 除塵ファンは次回以降申請  
 \*20: 非常用ディーゼル発電機は次回以降申請  
 \*21: 評価対象設備の基準評価は次回以降申請  
 \*22: 防火水櫃、可燃物ポンプは次回以降申請  
 \*23: 水櫃を貯蔵する高圧ガス貯蔵設備の配管は次回以降申請  
 ○: 設計変更なし+工事なし  
 ●: 設計変更あり+工事なし  
 ●: 設計変更あり+工事あり 注6  
 注6: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。  
 本加工施設では該当しない項目  
 設計技術基準が変更または追加されている項目  
 新たに規制対象となる施設  
 非常用通報設備 放送設備 緊急対策設備(1) 非常用照明  
 非常用通報設備 通信連絡設備 緊急対策設備(1) 誘導灯  
 消火設備 屋外消火栓 緊急対策設備(1) 安全避難通路  
 消火設備 消火器

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表3-1 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請、建物及び非常用設備)(3/3)

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号を基に作成)

Table with columns for building/structure numbers (1-23), equipment types (e.g., fire alarm, extinguishers), and compliance status (Yes/No/Not Applicable). Includes sub-tables for fire alarm management and fire extinguishers.

- 注1: 非常用通報区域から第2種管理区域へ管理区域区分を変更
注2: 工場棟独立工場の溢水防壁区画4に容器管理棟前室を含む
注3: 容器管理棟前室のみ含む
注4: 放射線管理棟前室は避難用のみ設置
注5: 第1種管理区域である放射線管理棟作業一時貯蔵所のシタタ解放時に負圧を維持
\*1: 電に設置する漏水検知警報設備は次回以降申請
\*2: 各建物に設置する飛散防止用防護ネットは次回以降申請
\*3: 工場棟独立工場に新設する鉄扉(SD-1, SD-2)は次回以降申請(図イ建-9参照)
\*4: 工場棟独立工場に新設する鉄扉(SD-17)は次回以降申請(図イ建-9参照)
\*5: 付帯建物管理棟棟に新設する鉄扉(SD-22)は次回以降申請(図イ建-9参照)
\*6: 付帯建物除染室・分析室に新設する鉄扉(SD-220)は次回以降申請(図イ建-9参照)
\*7: ガラリ部の火災区域境界は気体漏洩設備で構成される。気体漏洩設備は次回以降申請
\*9: フィルタ(粉塵除去用)は次回以降申請
\*10: 気体漏洩設備(1)(2)は次回以降申請
\*11: 新設下用地下ドクト(ドクト内気体の配管系統含む)は次回以降申請
\*12: 周辺に設置する遮音壁は、次回以降申請
\*13: UF6ガスを正圧で取り扱うUF6配管は次回以降申請
\*14: ロータリーケーンは次回以降申請
\*15: 気流検出設備の周りに設置する配管カバーは次回以降申請
\*16: 配管工場の同位体分析設備/不純物分析設備、除染室・分析室の不純物分析設備は次回以降申請
\*17: 放射性汚染物の高放射線防護設備(1)、ドラム缶フランジ測定、及びクレンは次回以降申請
\*18: ガスモニター、及びモニタリングポストは次回以降申請
\*19: 防護フェンスは次回以降申請
\*20: 非常用ディーズル発電機は次回以降申請
\*21: 評価対象設備の維持評価は次回以降申請
\*22: 防火水櫃、可燃物消火ポンプは次回以降申請
\*23: 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の隔壁は次回以降申請

Legend for design change symbols:
○: 設計変更なし+工事なし
◎: 設計変更あり+工事なし
●: 設計変更あり+工事あり 注6
■: 本加工施設では該当しない項目
■: 設工認技術基準が変更または追加されている項目

Table titled '新たに規制対象となる施設' (Newly regulated facilities) with columns for equipment type and compliance status.

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表3-4 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請、建物及び非常用設備)(3)

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号を基に作成)

仕様表No.	設計番号	設備区分	項目No.																						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
表1建-1-1 放射線管理棟	非常用通報設備 放送設備	変更なし																							
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																							
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																							
	消火設備 消火器	増設																							
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び 改造																							
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																							
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																							
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																							
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																							
	緊急対策設備(2) 煙(内部溢水止水用)	新設																							
表1建-1-2 放射線管理棟 前室	非常用通報設備 放送設備	増設																							
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																							
	消火設備 消火器	増設																							
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設																							
	自動火災報知設備 警報設備	増設																							
	緊急対策設備(1) 非常用照明	増設																							
	緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																							
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																							
	緊急対策設備(2) 煙(内部溢水止水用)	新設																							
	表1建-1-3 検査室・ 分析室	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																						
非常用通報設備 放送設備		変更なし																							
非常用通報設備 通信連絡設備		増設																							
消火設備 屋外消火栓		変更なし																							
消火設備 消火器		増設																							
自動火災報知設備 火災感知設備		改造及び 増設																							
自動火災報知設備 警報設備		変更なし																							
緊急対策設備(1) 非常用照明		変更なし																							
緊急対策設備(1) 誘導灯		変更なし																							
緊急対策設備(1) 安全避難通路		増設																							

注1: 非常用通報設備(放送設備)は管理区域区分を変更  
注2: 工場棟立工場の溢水対策設備4に放射線管理棟前室を含む  
注3: 放射線管理棟前室のみを含む  
注4: 放射線管理棟前室は避難口のみ設置  
注5: 放射線管理棟区域である放射線管理棟前室一階貯蔵所のシタキ解凍時に負圧を維持  
\*1: 煙に設置する漏水検知警報設備は次回以降申請  
\*2: 各建物に設置する飛散防止用防護ネットは次回以降申請  
\*3: 工場棟立工場の新設する鉄扉(SD-1, SD-2)は次回以降申請(図イ建-9参照)  
\*4: 工場棟立工場に新設する鉄扉(SD-17)は次回以降申請(図イ建-9参照)  
\*5: 行理建物管理棟に新設する鉄扉(SD-22)は次回以降申請(図イ建-9参照)  
\*6: 行理建物検査・分析室に新設する鉄扉(SD-220)は次回以降申請(図イ建-9参照)  
\*7: ガリ部分の火災区検知警報は気体検知警報で構成される。気体検知警報は次回以降申請  
\*8: フィルタ(粉塵除去用)は次回以降申請  
\*9: 気体検知警報(1)(2)は次回以降申請  
\*10: 転換工場地下ピット(ピット内巡回観測システム)は次回以降申請  
\*11: 周辺に設置する遮音壁は、次回以降申請  
\*12: UFGガスを正圧で取り扱うUFG設備は次回以降申請  
\*13: ロータリーケルンは次回以降申請  
\*14: 緊急通報設備の側面に設置する配管カバーは次回以降申請  
\*15: 転換工場の同位体分析設備/不純物分析設備、検査室・分析室の不純物分析設備は次回以降申請  
\*16: 放射線汚染物の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶ラジウム測定、及びクレーンは次回以降申請  
\*17: ダストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請  
\*18: 防護フェンスは次回以降申請  
\*19: 非常用ディール及び電機は次回以降申請  
\*20: 評価対象設備の種類詳細は次回以降申請  
\*21: 防火水槽、可搬消防ポンプは次回以降申請  
\*22: 外車を貯蔵する高圧ガス貯蔵庫の設置は次回以降申請  
\*23: 本加工施設では該当しない項目  
\*24: 設工認技術基準が変更または追加されている項目

○: 設計変更なし+工事なし  
●: 設計変更あり+工事あり  
●: 設計変更あり+工事あり注5  
注5: 当該設計番号に対応する工場の工事ではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

第1に規制対象となる施設  
非常用通報設備 放送設備  
非常用通報設備 通信連絡設備  
消火設備 屋外消火栓  
消火設備 消火器  
緊急対策設備(1) 非常用照明  
緊急対策設備(1) 誘導灯  
緊急対策設備(1) 安全避難通路

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更後

変更理由

(1/2) 参照

表3-5 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (5次申請、その他の加工施設 1/1)

5次申請書(2020.7.30付け三原燃第20-0273号から引用)

仕様表No.	設計番号	事業許可との対応*	5次申請書(2020.7.30付け三原燃第20-0273号から引用)																							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
表り設-1	非常用ディーゼル発電機(1)	(887.888)非常用設備 非常用電源設備	改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	非常用ディーゼル発電機(2)	非常用ディーゼル発電機	改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
表り設-2	表面電離型質量分析装置(1)	(906)分析設備 同位体分析設備	改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	表面電離型質量分析装置(2)		改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
表り設-3	固体発光分光分析装置	(907)分析設備 不純物分析設備	改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	ICP質量分析装置		改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	ICP発光分光分析装置		改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	自動水分分析装置		改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	炭素・硫黄同時分析装置		改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	自動ハロゲン分析装置		改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	α線スペクトル分析装置		改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	廃水タンク		改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	サンプル保管庫		新設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	粉末分析装置	撤去	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
表り設-4	比表面積測定装置	(908)分析設備 物性測定設備	改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	高密度測定装置		改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	平均粒径測定装置		改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
表り設-5	試料回収ボックス (不純物分析設備付等設備)	(909)分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付等設備)	改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

\*1: 薬 (内閉鎖ホウ素) は、先行設計で設計済み  
 \*2: 薬水検知警報装置は、次回以降申請  
 \*3: 次回以降申請する工場棟内での全てのクランを使用する設備・機器と合わせて立降角度により安全であることの検証結果を示す。  
 \*4: 同所建設設備は、次回以降申請  
 \*5: 塵外ケーシング系統は、次回以降申請  
 ※ 事業許可の安全機能一覧で区分された設備の分析用途に対して必要となる機器を改訂申請する。

○: 設計変更なし+工事なし  
 ◎: 設計変更あり+工事なし  
 ●: 設計変更あり+工事あり  
 本加工施設では該当しない項目  
 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目  
 注1: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (6次申請、化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設) 6次申請書(2021.2.15付け三原燃第20-0695号から引用)

Table with columns for building/equipment types (e.g., 1. 非常用通報設備, 2. 消火設備, 3. 非常用照明) and rows for specific items (e.g., 表へ建-1-1 燃料貯蔵所, 表と建-1-1 第1廃棄物処理所). It contains a grid of symbols (circles, squares, dots) indicating compliance status.

注1: 非管理区域から第2種管理区域へ管理区域区分を変更
注2: 第1種管理区域である第1廃棄物処理所 廃棄物処理室のシャッター扉に負圧を維持
注3: 消防用外消火栓は20m以上を1ヶ所絶対確保する。消防用外消火栓は取外し一併保管後改造する。
\*1: 評価対象設備の仕様詳細は次回以降申請
\*2: 機に設置する漏水検知警報設備は次回以降申請
\*3: 消火水罐、可搬消防ポンプは次回以降申請
\*4: 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)は次回以降申請
\*5: 液体廃棄物の廃棄設備(液体廃棄物処理設備)は次回以降申請
\*6: 液体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)のクレーンは次回以降申請
\*7: 非常用ディーゼル発電機は次回以降申請
\*8: 建物内の設備及び設備間接続の理は次回以降申請
\*9: 無停電電源装置は次回以降申請
\*10: エアコン、ハンドフトモータは次回以降申請
\*11: シリンドラ洗浄機は次回以降申請
\*12: 原料貯蔵所は次回以降申請

Legend for symbols: ○: 設計変更なし+工事なし, ◐: 設計変更あり+工事なし, ●: 設計変更あり+工事あり注4. Includes a table for '新たに規制対象となる施設' with columns for equipment types and their corresponding emergency response measures.

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (6次申請、化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設) 6次申請書(2021.2.15付け三原燃第20-0695号から引用)

仕様No.	設計番号	名称	変更区分	資料No.																							
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
表へ建-1-1 原料貯蔵所	表へ建-1-1	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																								
		非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
		非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
		消火設備 屋外消火栓	改修																								
		消火設備 消火器	変更なし																								
		自動火災検知設備 火災感知設備	変更なし																								
		自動火災検知設備 警報設備	変更なし																								
		緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																								
		緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																								
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								
表ト建-1-1 第1作業処理所	表ト建-1-1	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
		非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
		消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
		消火設備 消火器	変更なし																								
		自動火災検知設備 火災感知設備	変更なし																								
		自動火災検知設備 警報設備	変更なし																								
		緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																								
		緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																								
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								
		緊急対策設備(2) 防犯防止用防犯カメラ	新設																								
表ト建-1-2 第1廃棄物処理装置	表ト建-1-2	非常用通報設備 放送設備	増設																								
		消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
		自動火災検知設備 火災感知設備	増設																								
		自動火災検知設備 警報設備	増設																								
		緊急対策設備(1) 非常用照明	増設																								
		緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																								
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								
		緊急対策設備(2) 防犯防止用防犯カメラ	新設																								
		緊急対策設備(3) 扉(内部通止扉等)	新設																								
		表ト建-1-3 第7廃棄物処理装置	表ト建-1-3	非常用通報設備 放送設備	増設																						
非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																										
非常用通報設備 放送設備	変更なし																										
非常用通報設備 通信連絡設備	増設																										
消火設備 屋外消火栓	変更なし																										
消火設備 消火器	変更なし																										
自動火災検知設備 火災感知設備	改修及び増設																										
自動火災検知設備 警報設備	変更なし																										
緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																										
緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																										

注1: 非常管理区域から第2種管理区域へ管理区域区分を変更  
 注2: 第1種管理区域である第1廃棄物処理装置 廃棄物処理装置のシャッター扉に角付多脚  
 注3: 原則屋外消火栓近傍に20mコースを1.4m設置する。原則屋外消火栓は取外し可能な構造とする。  
 \*1: 消火設備の器具等は次図以降申請  
 \*2: 既に設置する消火設備等は次図以降申請  
 \*3: 防火水栓、可搬消火ポンプは次図以降申請  
 \*4: 廃棄物処理装置の防犯設備 (防犯設備) は次図以降申請  
 \*5: 廃棄物処理装置の防犯設備 (防犯設備) は次図以降申請  
 \*6: 廃棄物処理装置の防犯設備 (防犯設備) のクレーンは次図以降申請  
 \*7: 非常用アーク溶接機は次図以降申請  
 \*8: 建物内の設備及び設備周辺部の扉は次図以降申請  
 \*9: 懸垂電源装置は次図以降申請  
 \*10: エアコン、ハンドラットモーターは次図以降申請  
 \*11: 洗浄機用排水は次図以降申請  
 \*12: 原料貯蔵所領域は次図以降申請

○: 設計変更なし+工事なし  
 ◎: 設計変更あり+工事なし  
 ●: 設計変更あり+工事あり注4

注4: 当該設計書等に対応するための工事だけでなく、当該設計書等に関する工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目  
 設計技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(6次申請、化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設) 6次申請書(2021.2.15付け三原燃第20-0695号から引用)

仕様表No.	名称	設計番号	変更箇所	資料No.																							
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
表3-6 表1-4	非常用通報設備	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
		非常用通報設備 通信連絡設備	改定																								
		消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
		消火設備 消火器	変更なし																								
		自動火災報知設備 火災感知設備	変更なし																								
		自動火災報知設備 警報設備	変更なし																								
		緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																								
		緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																								
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								

注1: 非管理区域から第2種管理区域へ管理区域区分を変更  
 注2: 第1種管理区域である第1廃棄物処理所 廃棄物処理室のシャッター開放時に負圧を維持  
 注3: 屋外消火栓は20mコースを1.4倍に収納する。屋外消火栓は取外し一時保管後変更する。  
 \*1: 非常対策設備の維持管理は次回以降申請  
 \*2: 壁に設置する警報機警報設備は次回以降申請  
 \*3: 防火扉、可動消防ポンプは次回以降申請  
 \*4: 放射性廃棄物の廃棄設備(放射線)は次回以降申請  
 \*5: 放射性廃棄物の廃棄設備(放射性)のクレーンは次回以降申請  
 \*6: 放射性廃棄物の廃棄設備(放射線)のクレーンは次回以降申請  
 \*7: 非常用ディーゼル発電機は次回以降申請  
 \*8: 建物内の設備及び設備周辺部の床は次回以降申請  
 \*9: 非常用電源装置は次回以降申請  
 \*10: エアコン、ハンドフットモータは次回以降申請  
 \*11: シリンドラ洗浄機は次回以降申請  
 \*12: 燃料貯蔵所は次回以降申請

○: 設計変更なし+工事なし  
 ◎: 設計変更あり+工事なし  
 ●: 設計変更あり+工事あり注4  
 注4: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該設計に關して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目  
 設工技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (6次申請、化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設) 6次申請書(2021.2.15付け三原燃第20-0695号から引用)

仕様表No.	名称	設計番号	変更箇所	項目																								
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
第1編 放射性物質	表3-6 1-4	非常用通報設備	放設設備	○																								
		非常用通報設備	通信連絡設備	●																								
		消火設備	屋外消火栓	○																								
		消火設備	消火栓	○																								
		自動火災報知設備	火災感知設備	○																								
		自動火災報知設備	警報設備	○																								
		緊急対策設備(1)	非常用照明	○																								
		緊急対策設備(1)	誘導灯	○																								
		緊急対策設備(1)	安全避難通路	○																								

注1: 管理区域から第2種管理区域へ管理区域区分を変更  
 注2: 第1種管理区域である第1編施設処理所 放射性処理室のシャッター解放に責任を履行  
 注3: 高層層外消火栓が常に20mホースを14基以上収納する。高層層外消火栓は取水し一時保管後改定する。  
 \*1: 評価対象設備の整備評価は次回以降申請  
 \*2: 既に設置する測中機知警報設備は次回以降申請  
 \*3: 消火水機、可燃物貯蔵タンクは次回以降申請  
 \*4: 放射性廃棄物の廃棄設備(焼却設備)は次回以降申請  
 \*5: 放射性廃棄物の廃棄設備(放射性廃棄物処理設備)は次回以降申請  
 \*6: 放射性廃棄物の廃棄設備(焼却設備)のクレーンは次回以降申請  
 \*7: 非常用ディーゼル発電機は次回以降申請  
 \*8: 建物内の設備及び設備周辺部の備は次回以降申請  
 \*9: 非常用電源装置は次回以降申請  
 \*10: エアスニファ、ハンドラフトモニタは次回以降申請  
 \*11: シリンド洗浄機は次回以降申請  
 \*12: 原料貯蔵所は次回以降申請

○: 設計変更なし+工事なし  
 ◎: 設計変更あり+工事なし  
 ●: 設計変更あり+工事あり注4

注4: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該設計に關して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目  
 設計技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設

非常用通報設備	放送設備	緊急対策設備(1)	非常用照明
非常用通報設備	通信連絡設備	緊急対策設備(1)	誘導灯
消火設備	屋外消火栓	緊急対策設備(1)	安全避難通路
消火設備	消火器		

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。